匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和3年3月定例会

会 議 録

## 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

# 令和3年3月定例会

- 1. 招集の日時 令和3年2月15日 午前10時
- 2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合

松山清掃工場 2階 会議室

- 3. 開会、散会の日時 開 会 令和3年2月15日午前10時00分
  - 閉 会 令和3年2月15日午前11時54分
- 4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
  - 2 番 菅澤 環
  - 3 番 石渡 悦子
  - 4 番 川島 勝美
  - 5 番 田村 明美
  - 6 番 行木 光一
  - 7 番 佐藤 悟
- 5. 欠席議員 な し
- 6. 地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者 太田 安規

会計管理者 太田 邦子

匝瑳市環境生活課長 鎌形 健

多古町生活環境課長 越川 勝宏

横芝光町環境防災課長 北田 勝也

## 7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局長 吉岡 孝哉

主 査 平松 寿毅

主 査 補 嶋根 大介

### 8. 議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

# 日程第4 議案の上程

議案第1号 令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第2号 令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係 る負担金の市町別分賦について

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置 条例の制定について

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を改正 する条例の制定について

議案第5号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関す る条例を廃止する条例の制定について 日程第5 提案理由説明

日程第6 質 疑

日程第7 討論

日程第8 採 決

日程第9 一般質問

## 9. 会議に付した事件

議案第1号 令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第2号 令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係 る負担金の市町別分賦について

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置 条例の制定について

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を改正 する条例の制定について

議案第5号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関す る条例を廃止する条例の制定について

#### 10. 議事の経過

【開会:午前10時00分】

佐藤議長 本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和3年3月定例会に御参集 いただきまして誠にありがとうございます。

> 開会に先立ちまして、新たに組合議員になられた1名の方に、自己紹介 をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

> > (「なし」の声)

異議なしと認め、議員の自己紹介をお願いします。5番田村議員。

田村議員 匝瑳市議会からこちらのほうに議員ということで来させていただきました。よろしくお願いいたします。

佐藤議長 以上で、新組合議員の自己紹介が終わりました。

本日は全議員出席ですので、会議は成立いたしました。

これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和3年3月定例会を開会いたします。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、間隔を空けての着席、議場の換気などの対策を講じることといたしましたのでご協力をお願いいたします。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求 に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補 助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、配付いたしました印刷物により御了承願います。議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、議事進行上、議席を指定いたします。

先の匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会議員補欠選挙で当選されました田村明美議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定によって、5番に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付しました議席表をもってご了承願います。

佐藤議長 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。 佐藤議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。 会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。

2番菅澤環議員と7番佐藤悟議員の両名を指名いたします。

佐藤議長 日程第4、これより、議案第1号から議案第5号について、一括上程いた します。

佐藤議長これより管理者から挨拶を兼ねて、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者はい、議長。

佐藤議長管理者。

太田管理者 皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和3年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたりご多忙のところ、ご参集を賜りまして、心から感謝申し上げます。また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案 5 件のご審議をお願いするわけでありますが、提案理由のご説明を申し上げる前に、当組合の施設の概況及び新型コロナウイルス感染症の対応状況について、ご説明申し上げます。

始めに、組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、この度、令和2年度末をもちまして閉鎖をいたします。また、現在、焼却炉2基の内1基が損傷し、修繕に多額の費用と期間を要するため、運転を停止しておりますが、清掃工場の処理能力が低下しておりますことから、ごみステーション収集分の処理等を、外部の民間業者へ委託するなどをし、滞りなく業務を継続しているところであります。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の供用開始から19年が経過しておりますが、令和2年度はLPガスの貯蔵タンクの更新工事を実施するなど、順調な運営に努めているところでございます。

令和3年度におきましても、引き続き、計画的に施設の維持管理を行いながら、住民の皆様に安心してご利用いただけるよう、努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお

願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応状況について申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が来月7日まで期間延長されるなど、未だ収束の目途がたたない状況が続いております。このため、松山清掃工場では来場者同士の接触機会を減らすことを目的として、ごみステーションの利用を推進し、直接搬入される場合につきましては、事前の予約と併せてマスクの着用をお願いしております。また、山桑メモリアルホールにつきましては、施設の入口に体温測定のためのサーマルカメラを設置するとともに、利用者に対しましては、ご参列いただく人数の配慮をお願いしているところであります。

それでは、本定例会に提出いたします議案5件につきまして、ただ今からその提案理由を申し上げます。

太田管理者

議案第1号、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について。本案は、火葬場業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全を図ることを目的に予算を編成し、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億897万円といたしたく提案いたした次第であります。

議案第2号、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について。本案は、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る関係市町別の負担金割合及び金額を定めるため、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約第16条第2項の規定により、提案いたした次第であります。

議案第3号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置条例の制定について。本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が共同処理する事務のうち、一般廃棄物の収集運搬及びその処理に関連する事業を廃止することに伴い、一般廃棄物最終処分場の設置に関し必要な事項を定めるとともに、匝瑳市ほか二町環境衛生組合ごみ焼却場の設置条例の廃止をいたしたく提案いたした次第であります。

議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が共同処理する事務のうち、一般廃棄物の収集運搬及びその処理に関連する事業を廃止することに伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例で規定する職員の定数について所要の条文の整理をいたしたく提案いたした次第であります。

議案第5号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が共同処理する事務のうち、一般廃棄物の収集運搬及びその処理に関連する事業を廃止することに伴い、条例の廃止をいたしたく提案いたした次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。慎重にご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第46条及び48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

はじめに、議案第1号「令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長事務局長。

吉岡事務局長 議案第1号、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてご説明をいたします。予算書1ページをご覧下さい。令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億897万円と定めるものでございます。前年比5億3千313万7千円減、83%の減で

ございます。歳入歳出予算の内、2ページの歳入の部と、3ページの歳出の部の詳細につきましては、「令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書」によりご説明申し上げます。7ページをご覧下さい。歳入の内、主なものについてご説明申し上げます。

歳入1款分担金及び負担金、本年度予算額8千066万3千円前年比3億5千242万5千円81.4%の減でございます。市町別の負担割合につきましては、説明欄に記載のとおりで、詳細につきましては、議案第2号で説明させていただきます。

2款1項1目火葬場使用料、本年度予算額1千678万7千円、対前年 比33万円1.9%減でございます。2項につきましては、新年度におい てはごみ収集手数料が発生しないため、0円となります。8ページをご 覧下さい。

3款国庫支出金1項1目廃棄物処理施設モニタリング補助金、本年度予算額31万7千円、この補助金の内容は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、原子力発電所から放出された放射性物質による汚染状況のモニタリングを実施するためのものでございます。

4款財産収入1項1目利子および配当金の予算額3万円、令和2年度と同額を見込んでおります。2項1目土地売払収入は、本年度予算額は売り払い窓口として1千円でございます。こちらにつきましては、令和3年度中に土地の所有権移転が生じた場合は価格が確定し次第、金額により対応させていただきます。2項2目物品売払収入につきましても、窓口といたしまして1千円を設定させていただきました。こちらにつきましても、当組合にて所有しております重機等の売却が確定し次第、対応させていただきます。

5款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は令和2年度と同額の1千万円 を見込んでおります。

6款1項1目繰越金につきましても、令和2年度と同額の100万円を 計上いたしました。9ページをご覧下さい。

7款諸収入1項1目預金利子は、現在の利率を基に1千円を計上いたし

ました。2項1目雑入、17万円は、保険取扱い手数料と自動販売機電気料金等でございます。歳入合計といたしましては、1億897万円、前年比5億3千313万7千円83%の減でございます。以上が歳入の説明でございます。

つづきまして、歳出の主な項目について、ご説明申し上げます。10ページをご覧ください。説明と範囲といたしまして、特に必要と思われる項目と、目の科目で、おおむね100万円以上について、説明させていただきます。それでは歳出1款議会費1項1目議会費、本年度予算額12万4千円、こちらは令和2年度と同額でございます。

2款総務費1項1目一般管理費、本年度予算額、6千565万円、前年比1千695万1千円20.5%の減でございます。こちらの内訳につきましては、特別職2名の給料一般職員5名の給料、及び会計年度任用職員5名の給料、その他職員手当共済費が主なものであります。11ページをご覧ください。13節使用料及び賃借料、129万9千円につきましては、財務会計システムリース料などでございます。18節負担金補助及び交付金206万円につきましては、主なものは社会保険料等でございます。2項1目監査委員費、本年度予算額2万6千円は、令和2年度と同額です。こちらは年2回、実施する監査の際の監査委員の報酬と費用弁償でございます。12ページをご覧下さい。

3款衛生費1項1目火葬場事業費本年度予算額2千255万3千円、前年比5千911万9千円72.3%減でございます。10節需用費1千461万円の内、燃料費458万5千円、こちらは火葬に係るガス代金でございます。光熱水費648万4千円は、電気料金と水道料金でございます。修繕料254万円は、台車ブロックの修理等にかかる費用です。

12節委託料予算額544万円について、ご説明申し上げます。説明欄の7行目に記載されている、施設定期清掃業務委託料231万円は、施設定期清掃及び受水槽の清掃業務委託であります。13頁をご覧ください。

つづきまして、3款2項清掃事業費1目塵芥処理費、本年度予算額、1千

761万5千円、対前年比 4億5千706万7千円96.2%の減でございます。10節の需用費、予算額662万5千円についてご説明申し上げます。消耗品費200万円は、処分場で使用する薬品代等でございます。光熱水費110万円、修繕料350万円につきましても処分場にかかる費用となります。12節、委託料、予算額894万5千円の内訳といたしましては、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料、231万円こちらは、週1回の保守管理を委託しているものでございます。その他一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料、203万4千円周辺環境調査業務委託料110万円、最終処分場埋立完了計画設計業務委託料328万1千円などとなっております。14ページをご覧ください。14節工事請負費130万円は、一般廃棄物最終処分場に新たにフェンスを設置するものであります。

5 款予備費につきましては、令和元年度と同額の300万円を計上させていただきました。15ページをご覧ください。

歳出合計といたしましては、1億897万円、前年比5億3千313万円7千円83%の減でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

御意見等はございませんか。

行木議員 はい。

佐藤議長はい。行木光一君。

行木議員 どうもご苦労様です。それでは、予算書衛生費第2項清掃事業費、こちらは13ページでお願いします。13ページの一番下段ですけれども、最終処分場埋立完了計画設計業務と、設計業務の予算があります。こちらは、328万1千円という金額であります。こちらは、設計ということで、しっかりした、ま、どのような設計されますか。大体の感じをお示しください。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。今年度につきまして、当組合の全体測量をさせていただきました。その中で専門業者に最終処分場をどのようにしたらいいのか、千葉県の指導の下に来年度は設計をさせていただこうと思っております。以上です。

行木議員 はい。

佐藤議長はい。行木光一君。

行木議員 いま、専門という言葉が出ました。非常に専門性のある設計になるんで すよ。ですから、千葉県の指導もあると思いますけども、最終的にです ね、設計価格が最低価格で決めて、そのような業者を選定する場合にで すね、やはり実績のあるしっかりしたのを見極めて設計するようにお願 いしたい。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 行木議員のほうからいただいたご質問ですが、現在、千葉県のほうと協 議させていただきまして、慎重に専門業者を選定していこうと思ってお ります。以上です。

行木議員 はい。

佐藤議長はい。行木光一君。

行木議員 その下段にもう一つ、ページは違うんですけれど、工事請負費130万とこれフェンスと先ほどおっしゃいましたよね。フェンスを設置する、これ最終処分場のきちんとした式との線があると思うんです。敷地にきちんとフェンスを張ってと、これ一周張りますか。

告岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長事務局長。

吉岡事務局長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。現在、北面の民地との 境界にフェンスの設置工事を予定させていただきます。以上です。

行木議員 はい。

佐藤議長 はい。行木君に申し添えます。質問は1項目について3回までです。

行木議員フェンスは別ですから。設計とフェンスは別ですから。

佐藤議長
それでは、行木君、簡潔にお願いします。

行木議員あの、こちら見ましてですね、今言った左方がやってないという西側で

すよね。そちらをやるということですよね。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長事務局長。

吉岡事務局長 その通りです。

行木議員 はい。これで最後。

佐藤議長はい、行木君。

行木議員 今最終処分場の入り口ではございませんが、正式な入口はもう少し東側

だと思うんですけれども、真ん中に粗大ごみの収集しているところがあ

ります。粗大ごみの収集する場所はフェンスの位置になりますか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長事務局長。

吉岡事務局長 千葉県の指導を受けまして、最終処分場と民地との境界を行う予定です。

佐藤議長 他にございませんか。

田村議員はい。

佐藤議長はい、田村明美君。

田村議員着席のままでよろしいでしょうか。

佐藤議長はい。

田村議員 まず、歳入なんですが、8ページのところで、財政調整基金繰入金前年度

いくらなんでしょうか。それから財調についての今後の方針について伺いたいと思います。それから歳出について伺いたいと思います。10ページの総務費の一般管理費で前年度と比べて、20.5%の減、6千56

同額で1千万円ということなんですけれども、財政調整基金残高は現在

5万円の計上ということで、主に給料とか委託料というようなことなん

ですが、あの給料関係はともかく、人件費はともかくとして、11ページ

の委託料があります。この一般管理費、総務費の一般管理費ということ

ですから、令和3年度、火葬場を除外した組合機関の事業運営管理とい

うような意味合いでの一般管理費なんでしょうか。減額されていますの で、どういったところで主に減額となっているのか、ご説明をいただき たいと思います。それから、次に衛生費の火葬場事業費12ページです。 こちらは、火葬場事業というのは、特別な変化がないと認識しています が、ただし、前年度比5千911万9千円の減ということになっていま す。約6千万円の減です。その新型コロナウイルス感染の影響というよ うなことのあるのかなと。言ってしまえばその、売上収入との関係もあ るのかなと思いまして、なぜその、減額予算なのかということをご説明 いただきたいと思います。それから、次は衛生費の塵芥処理費ですが、今 行木議員のほうからも最終処分場の設計について、もっと詳細にという ような質疑があったかと思います。それで、あの、令和3年度塵芥処理費 ということで1千761万5千円の計上があるんですが、これは、例え ば、最終処分場が完全に廃止と認められるまでの期間は10年なのか2 0年なのか、その期間について、毎年度これぐらいの経費を計上すると いうことになるんでしょうか。ご説明をください。それで、北総東部土地 改良区負担金が金額的には9千円ということで、こういったことも含め て、あの、毎年負担があるのかと、ご説明をお願いします。以上です。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長

田村議員から質問のありましたことについて、ご説明させていただきます。1点目の財政調整基金に関しましては、現在のところ、本年度分をまだ確定しておりませんが、約4億円でございます。2点目のですね、予算の関係ですが、今まで松山清掃工場と山桑メモリアルホールの2施設あり、いろいろなものに関しまして松山清掃工場を主として予算編成を組ませていただいておりましたが、山桑メモリアルホールが主となりますので、予算の項目が変わる関係で差異が生じております。続きまして3点目ですけれども、先ほど行木議員からもありましたが、最終処分場の工事費は設計が基本になってまりますので、地元の方々のご意見を伺いながら慎重に進めたいと思っております。続きまして4点目ですが、

松山清掃工場の歳出につきましては、議員お見込みのとおり最終処分場が閉鎖をなるまでは、おおよそ同規模の予算規模になる見込みでございます。続きまして、火葬場事業費の減額の理由は、令和2年度まで運営管理を委託業務で行っており、3千100万円程度の予算を委託料で頂いておりましたが、令和3年度におきましては人件費として予算編成を行う中で減額となりました。

塵芥処理費については、最終処分場が閉鎖となる期間が県の指導で約1 0年以上と言われております。それまでは、同様になる見込みです。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長はい、田村明美君。

田村議員 再質問させていただきます。ありがとうございます。一般管理費関係は、 山桑メモリアルホールの経費になると理解しましたが、12ページの火

葬場事業費の約6千万円の減額という理由の中で、今までは委託料で3千500万円ほど計上したと。それが、令和3年度からは委託ではなくなると聞こえたんですけれども、その辺のことは大きな変化なので、詳細な説明をいただきたいと思います。どう変わるのかと。それから合わせて、13ページの火葬場事業費ですが、使用料及び賃借料に電話交換設備賃借料、斎場予約システム賃借料があります。これは、機械の賃借料だとかソフトの賃借料だと思いますので、人ではないと思うんですが、事業委託ではなくなるとすると、どういう形でやっていくのかこのこと

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長事務局長。

吉岡事務局長 ただいまのご質問にご説明させていただきます。12ページの火葬場事業費の大幅な減額につきましては、運営管理の委託料とあわせまして、今年度LPガスを供給していますバルク貯槽の更新工事を実施しました。従前までは、地下埋設型でしたが20年経過して老朽化しましたので、新たに地上の設置型として更新をいたしました。その工事費として約2千万円かかりましたので、合算して約6千万円の減額となりました。委

も含めてご説明ください。よろしくお願いします。

託料と工事請負費の合算によるものです。続きまして、来年度の予約システムのご質問ですが、今年度中に斎場予約システムを新たに入れさせていただきました。関連いたしまして、人件費ですが、松山清掃工場におります匝瑳市ほか二町環境衛生組合の職員が、令和3年度からは山桑メモリアルホールに移る形になります。したがいまして、受付などの業務を直接組合の職員が行いますので、業務委託を行わないことになります。以上となります。

佐藤議長 他にございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号「令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長

議案第2号、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてのご説明をいたします。次のページをご覧下さい。一番上の表からご説明いたします。市町別、火葬場事業費、清掃事業費、合計、比率という順に、ご説明させていただきます。匝瑳市、火葬場事業費3千598万円、清掃事業費1千47万9千円、合計4千645万9千円比率、57.6%でございます。多古町、火葬場事業費1千497万6千円、清掃事業費380万6千円、合計1千878万2千円比率、23.3%でございます。横芝光町、火葬場事業費1千240万9千円、清掃事業費301万3千円、合計1千542万2千円比率19.1%でございます。合計、火葬場事業費、6千336万5千円、清掃事業費1千729万8千円、合計8千066万3千円、比率100%でございます。右に記載してあります内容は火葬場事業費9千135万5千円と清掃事業費1千761万5千円、歳出の合計額1億897万円でございます。

2番目の表についてご説明いたします。令和3年度火葬場事業費に関する調書については、上の表の左から2番目の火葬場事業の合計額であります市町負担金の金額6千336万5千円に、使用料、財産収入、繰入金、繰越金に諸収入を加えたものでございます。火葬事業費の計といたしまして9千135万5千円となります。詳細は、説明欄に記載のとおりとなります。表の右側に記載してあります内訳は、予算書の科目ごとの歳出の内訳でございます。

3番目の表をご覧下さい。こちらは、市町負担金の算出根拠でございます。市町別、均等割10%、人口割20%、利用割70%、により算出したものでございます。匝瑳市、均等割211万3千円、人口割35,881人(59.0%)、金額747万7千円、利用割553件(59.5%)金額2千639万円、合計3千598万円比率56.8%でございます。多古町、均等割211万3千円、人口割14,519人(23.8%)、金額301万6千円、利用割207件(22.2%)、金額984万7千円、合計1千497万6千円、比率23.6%でございます。

横芝光町、均等割211万3千円、人口割10,457人(17.2%)、金額218万円、利用割170件(18.3%)、金額811万6千円、合計1千240万9千円、比率19.6%でございます。

合計は、均等割633万9千円、人口割60,857人、金額1千267万3千円、利用割930件、金額4千435万3千円、合計6千336万5千円でございます。

4番目の表をご覧下さい。令和3年度清掃事業費に関する調書でございます。一番上の表の左から3番目の清掃事業費の合計1千729万8千円に国庫支出金を加えたものでございます。

5番目の表、同上負担金内訳については、すぐ上の表の一番上の市町負担金、1千729万8千円の算出根拠でございます。こちらは、過去10年間の清掃事業費の平均値で算出したものでございます。

匝瑳市は金額1千47万9千円、比率60.58%でございます。多古町は金額380万6千円、比率22%でございます。 横芝光町は金額30

1万1千円、比率17.42%でございます。説明は以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。御意見等は ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置条例の制定について、議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第5号匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止する条例の制定についての3議案につきましては、関連性がございますので、一括議題といたしたいと思います。なお、採決につきましては各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長ないようですので、事務局長の説明を求めます。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 それでは、議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置条例の制定についてご説明させていただきます。当組合での清掃業務につきましては、令和2年度末をもちまして終了いたします。現在、松山清掃工場にて行っております一般廃棄物の収集、運搬及び焼却等の清掃業務につきましては、新年度からは、当組合構成市町、それぞれが異なった組合にて業務を行うことになります。それに伴いまして、既存の匝瑳市ほか二町環境衛生組合ごみ焼却場の設置条例を廃止いたしまして、今後も管理を継続いたします一般廃棄物の最終処分場の設置に伴う条例を新たに制定するものであります。

続きまして、議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の 一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。お手 元に参考としてお配りさせていただきました、新旧対照表の改正前の現 条例の定数につきましては、火葬場及び焼却場の職員29名、となっております。標記の焼却場に該当いたします松山清掃工場での廃棄物の処理業務が本年度をもちまして終了いたしますので、新年度からは、環境衛生組合としての事務所も、山桑に移ることになります。したがいまして、新たな体制での組合業務を運営するにあたり、実情にあわせた職員の定数に改正するものであります。

続きまして、議案第5号匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明させていただき ます。本議案につきましては、議案第3号でも、ご説明をさせていただき ましたが、新年度からの松山での業務につきましては、最終処分場の管 理のみとなり廃棄物の収集、運搬及び松山清掃工場での焼却業務もなく なります。つきましては、新たに一般廃棄物最終処分場の設置条例を設 置いたしまして廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止するものであ ります。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

佐藤議長

事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。なお、質疑 については、一括の質疑とさせていただきます。 御意見等はございませ んか。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 5番、田村明美君。

田村議員

議案第3号について伺います。一般廃棄物最終処分場を設置するということで、第1条で廃掃法第6条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物最終処分場の設置ということなんですが、ちょっと不勉強で廃掃法第6条の2第1項の規定に基づくというのは、どうゆうことっていうのか教えてください。それから、第3条で本法の21条第1項の規定により、最終処分場に技術管理者を置く、ということで、この技術管理者がどういう資格あるいは技術、専門的なことを持ってる人で、その人を配置することで最終処分場の10年以上にわたる安全な維持管理が可能となるというような意味合いでのことだと思うんですけれども、非常にその、第3

条については、重要な内容だと思うんですね。これに全部かかってるように条例上は思うわけなんですけれども、ですので、単純に規定に定める技術管理者を配置するだけではなくて、その意味合いですね、できるだけ詳細にいかに安全性の高い維持管理を行っていくのか、それから完全な廃止に向けた処理をしていくのかっていうことを合わせた詳細なご説明をお願いします。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。法第6条の2第1項については、一般管理費の最終処分場を設置するということが明記されております。続きまして、第3条の技術管理者の資格につきましては、内容につきまして千葉県環境部局と調整をさせていただき、精査したうえで整理したものです。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 5番、田村明美君。

田村議員 条例の条文が条文としてはこれでよろしいということなのかもしれません。千葉県と協議もされている。ですが、実態としてこちらの一般廃棄物 最終処分場を完全な安全性の高い廃止にもってくためには、ほんとに不 透明、私どもからして不透明なんですよね。ほんとにどうなるのかなと。 ですので、安全にできるだろうと思うよりも後々いろいろ後遺症のよう なことが出てくるかもしれない、大変なことになる、住民に対して申し 訳ないっていうようなことなんですよね。ですから、それは大丈夫だと、 そういったことは絶対にないようにするというようなところでの、第3

条の条項だと思うんですよ。ですから千葉県と協議する中で、県とどの

ような協議をされて、どういった段取りをとるから大丈夫なんだってい

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長事務局長。

吉岡事務局長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。田村議員が最もご心配

うことを今現在わかっているところで、説明をお願いします。

されているのは、地元のことだと思います。組合では、地元のご理解と御協力のなかで今まで運営してまいりました。最終的な形の設計は予算書に委託料として計上させていただきましたが、田村議員が一番心配されています技術については、職員が該当する技術管理者の資格を有しておりますので、ダイオキシン類の測定やその他の分析を行い、千葉県の指導により手続きを進めさせていただきます。以上です。

佐藤議長 他にございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第3号、議案第4号、議案第5号までの質疑を打 ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、討論に入ります。討論の申し出はございますか。

討論の申し出がありませんので討論を終結いたします。

佐藤議長これより、各議案の採決に入ります。

議案第1号令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり可決 されました。

> 続きまして、議案第2号令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会 計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに 賛成の方は、挙手を願います。

> > (挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決 されました。

> 続きまして、議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、 挙手を願います。

> > (挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号について、原案のとおり可決 されました。

続きまして、議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例 の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成 の方は、挙手を願います。

(举 手 多 数)

佐藤議長 挙手多数でございます。よって、議案第4号について、原案のとおり可決 されました。

> 続きまして、議案第5号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及 び清掃に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決す ることに賛成の方は、挙手を願います。

> > (挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号について、原案のとおり可決 されました。

佐藤議長 ここで暫時休憩いたします。再開は、11時15分といたします。

【午前11時07分 休憩】

### 【午前11時15分 再開】

佐藤議長会議を再開します。

日程第9、一般質問を行いますが、その前に予め申し添えます。会議規則第54条により、一般質問については、重複する事項を避け、1つの質疑は1人3回までとし、円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いいたします。

それでは、通告により質問を許します。

佐藤議長 5番、田村明美君。

田村議員 はい、議長。議長、その前に質問通告書のなかで質問方法、一問一答ということでお示しされていることなんですが、質問と答弁のあり方について、指示をお願いいたします。

佐藤議長
それでは、田村明美議員の申し出を受諾いたしますが、全体の時間につ

いてはご配慮をお願いしたいと思います。それでは、田村明美君。

田村議員

はい、一般質問させていただきます。着席にてよろしくお願いいたしま す。大きく分けて6点について質問させていただきます。3点は令和3 年度以降組合として共同処理していく事務の内容についてというもので す。第1点、令和3年度以降の共同処理する事業の分野、内容項目につい て伺います。先ほどの質疑応答でもご説明をいただいた部分もあります ので、さらに加えてというところで答弁いただければと思います。第2 に、職員の処遇についてです。今年度の変更する業務に従事している職 員の令和3年度の処遇はどうなるんでしょうか。組合職員の場合は、定 年退職、中途退職、また業務の異動ということが考えられます。そして、 各市町からの出向職員はそれぞれの市町に戻られるということになるん でしょうか。出向職員は不在になるということなんでしょうか。それか ら、市町の公務員の場合、再任用また会計年度任用職員という雇用のあ り方が行われていますが、こちらの組合の場合は令和3年度の場合は再 任用、会計年度任用職員というようなものはあるのでしょうか。第3、松 山清掃工場の施設、設備について伺います。松山清掃工場と言いました けれども、焼却等を行っている松山清掃工場と最終処分場について、そ の用地の所有は具体的にどういったものが所有しているんでしょうか。 それから、令和3年度からの管理、管理者は誰ということになるんでし ようか。伺います。また、この清掃工場の施設、建物、設備や機械は令和 3年度以降はどうゆう方針、計画がおありなんでしょうか。第4番目、一 般廃棄物最終処分場の管理について伺います。先ほどの議案審議の中で も若干お尋ねしたんですけれども、私のほうで調べましたら、法律上は 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法などと言っていますが、廃 掃法9条5項で一般廃棄物最終処分場はその状況が、環境省令で定める 技術上の基準に適合していることを知事の確認を受けたときに完全廃止 ができるということになっています。この廃掃法の施行規則5条の5で は、最終処分場の埋立処分の終了届について、ですから、令和2年度末に 届け出が行われるのかもわかりませんが、届け出については石綿、水銀

の処理物が含まれている場合は、その数量や性状や埋め立てられている 土地の位置ですね、を明確にせよとか、埋め立て処分の終了から廃止に 至るまでの間の維持管理の方法を明らかにする書類を提出せよ、という ようなことが示されています。それから施行規則5条5の2、知事に提 出する終了申請書の中では、最終処分場であったところの悪臭防止、火 災発生防止の措置、ガスの発生状況、地下水の水質状況や埋め立て地の 保有水の水質状況、埋め立て地の地中温度、埋め立て地の覆いの概要等々 を明記しなくてはならない。そういった手続きの終了の申請を行わなけ ればならないという風になっています。ですので、詳細にまた安全のた めの厳しい原則が出されているかと思うんですが、どうされていくのか、 終了から廃止までの管理体制についてお伺いいたします。5番目には、 関連するところで、匝瑳市が銚子市、旭市と共同事業で行う広域ごみ処 理事業の中継施設というものを現行の松山清掃工場の敷地内にするとい う議論が関係者のなかで行われていると聞いています。公共施設の有効 活用ということは、私も大変理解しているところですけれども、匝瑳市 ほか二町環境衛生組合の立場で言うと組合の財産ですね。ですから、そ の組合の財産を関係市町が納得できる、また、気持ちよく承諾できる明 快な計画が示されるべきであろうと思います。太田匝瑳市長が組合管理 者でおられますので、答弁をお願いできればと存じます。最後ですが、関 連するところで、これまで長年にわたり共同事業ということで、一緒に 取り組んでこられました多古町、横芝光町の一般廃棄物処理事業は、令 和3年度以降はどうされていくのか。もう計画がおありかと存じますが、 ご提示いただければと存じます。

佐藤議長 田村明美議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

太田管理者はい、議長。

佐藤議長はい、管理者。

太田管理者 ただ今の田村議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、令和3年度以降の共同処理する事務の内容に関するお尋ねで すが、本組合事業での一般廃棄物の収集及び処理業務につきましては、 令和2年度末をもって終了いたしますことから、令和3年度からは、組合事務所を山桑メモリアルホールに移転し、火葬場施設の管理運営事務と一般廃棄物最終処分場の維持管理業務を共同処理することとなります。次に、職員の処遇に関してでございますが、組合職員につきましては、主に山桑メモリアルホールの施設管理運営事務に従事することとなります。次に、松山清掃工場の施設及び設備についてのお尋ねでございますが、当該施設につきましては、令和2年度末をもちまして閉鎖いたします。次に、一般廃棄物最終処分場の管理についてのお尋ねでございますが、一般廃棄物最終処分場につきましては、千葉県の指導を受けながら、一般廃棄物の埋め立てに関する休止届等を千葉県に提出し、その後に、全体の覆土工事を行います。また、これに併せて、浸出水処理施設を運転しながら、最終処分場内の保有水の水質が排水基準に適合するまでの間、維持管理を行うこととなります。

次に、東総地区広域市町村圏事務組合広域ごみ処理事業の中継施設についてのお尋ねでございますが、匝瑳市ほか二町環境衛生組合で所有する松山清掃工場につきましては、閉鎖手続きを行ったのちに、匝瑳市のごみ処理にかかる中継施設建設用地として、利用される予定であります。この件につきましては、後ほど予定しておりましたが、地方自治法第289条並びに第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を得なくてはならないとなっておりますので、その件につきましては、本組合議会が終了したらお願いしたいと思っておりましたので、詳細につきましてはその時に組合議会の立場ということで、ご説明させていただきます。

最後に、多古町及び横芝光町の一般廃棄物処理事業計画についてでございますが、令和3年度以降は、構成市町のごみ処理業務が新たな組合で行うことになりますので、各市町におきまして、一般廃棄物処理基本計画を新たに策定することとなります。以上です。よろしくお願いします。

佐藤議長

田村明美君。

田村議員 第2番目の職員の処遇ということなんですけれども、可決されました議

案のなかで、職員の定数7人ということに決まりました。現在は、1市2 町の職員が出向され、事務を行っていますが、令和3年度からはその管 理事務と言いますか本体部分については、どういうポストや業務の配置 になるんでしょうか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長 ただいまのですね、田村議員のほうからありましたことについて、ご回答させていただきます。職員の定数条例において7名とさせていただきましたが、内訳といたしましては事務局長職が匝瑳市から、主査職が多古町から来ており、現状の組合職員を足した形とさせていただいております。新たな職場での配置について、山桑メモリアルホールにて事務及び業務に従事していただくという形を取らせていただきたいと考えております。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 よくわからないんですけれども、組合職員定数7名というのは、山桑メ モリアルホールに本部をうつしたのち、どのような業務につくんですか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長 ただいま質問に対してお答えさせていただきます。山桑メモリアルホールに当組合の事務局を置くわけですが、事務局長職、係長相当職、その他に事務職を2名予定させていただいております。また、現業職を加えて7名とさせていただきたいと思っております。なお、会計年度任用職員制度につきまして、当組合でも採用しており、ホームページ等で募集をさせていただき、業務を行う予定です。以上です。

田村議員はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 定年退職された組合職員の再任用というのは、令和3年度はありませんか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長<br />
ただいま質問に対してお答えさせていただきます。今年度については、

1名が定年退職を予定しております。人事ヒアリングを行った中で、面談を行い、新年度からは、山桑メモリアルホールでの業務になるなど全体の説明を行いました。その中で、本人の意向で組合での継続雇用を希

望しないことになりました。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 次に3番目ですが、松山清掃工場最終処分場の用地というのは、登記簿

上所有者というのは、民有地はないということでよろしいでしょうか。

それから、所有者というのは、組合の名称になっているのでしょうか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長 ただいま質問に対してお答えさせていただきます。組合で所有しており

ます土地については、松山清掃工場周辺含めまして、一般廃棄物最終処

分場につきましても当組合の所有となっております。以上です。

田村議員はい、議長。

佐藤議長 田村議員。

田村議員

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長 ただいま質問に対してお答えさせていただきます。以上です。

田村議員はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員・中継施設になるのかどうかというのは、まだ決定ではありませんので、

未定ですけれども、最終処分場は今後長期の維持管理が必要というのは よくわかります。そうではない、この松山清掃工場また駐車場敷地等に

ついて、今後の処分というのはどういった可能性があるのでしょうか。

松山清掃工場の全面解体ということも含めてどういった可能性があるのでしょうか。

太田管理者 議長。

佐藤議長はい、管理者。

太田管理者 匝瑳市のほうで中継施設を設置しなければならないというような形の中

設を設置するということで、この場所といたしましては本組合の敷地内

で、東総地区広域市町村圏事務組合の業務の中で匝瑳市において中継施

にできれば中継施設を設置したいと希望を持っております。現在までの

流れで、各市町において、匝瑳市のほうで希望する敷地内の特定エリア

を譲渡していただきたいというような形のお願いをしております。そし

て、一番心配するのは、地元の方々が中継施設で合意していただけるの

かというような話の中で、現在では近隣4地区の皆様から匝瑳市が中継

施設にしてもよいという同意をいただいております。また、1市2町の

自治体から同意がいただけなければいけないわけでありまして、直近の

各議会において匝瑳市にこの部分だけ譲渡してよろしいと議決を頂いて、

そして、1市2町の議決をもって本組合で議決をして、そこではじめて

匝瑳市のほうへ所有権をうつしていただけるという経緯の中で、現在進

んでいる状況であります。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 機械などは売却という話も出ましたので、そういう可能性もあるのかな

と。売却すれば収入になるわけで。建物について解体ならば組合として

解体する。また、匝瑳市が敷地の利活用ということで買い取って、匝瑳市

の責任で解体する、といろんなことが考えられるわけですけれども、未

定なのかもわかりませんが、組合の責任で費用を負担して解体するとい

う方向性はないんでしょうか、あるんでしょうか。

太田管理者 議長。

佐藤議長はい、管理者。

太田管理者 まだ決定ではありません、推測というような形ですが、東総地区広域市

町村圏事務組合では松山清掃工場の敷地が匝瑳市の所有になって中継施設を建設するという場合には、当初の予定でありますと、解体から建設まで東総地区広域市町村圏事務組合でやるということになっております。匝瑳市という立場で答弁させていただくんですけれども、この敷地が各議会にお願いしたのは更地にした場合で所有権移転していただきたいと希望しています。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 管理者が太田市長としての立場でおっしゃった東総地区広域市町村圏事務組合が費用負担して現在の建物の解体又は改築を行うということと、 匝瑳市の要望としては匝瑳市ほか二町環境衛生組合が解体して更地にしてほしいと、ちょっとこんがらがるんですが。

太田管理者 議長。

佐藤議長はい、管理者。

太田管理者 東総地区広域市町村圏事務組合とすれば、当初は焼却施設そして管理棟の全てを解体して、新たに中継施設を建設するということで進んでおります。東総地区広域市町村圏事務組合の流れで、現在、旭市と銚子市では施設を解体しない方向で進んでいます。匝瑳市は施設を東総地区広域市町村圏事務組合で解体してもらわなくてはならないとお願いはしています。ですから、焼却施設は東総地区広域市町村圏事務組合で解体していただく当初の計画通りで強く要請していきます。

田村議員はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の解体費用負担はないと理解してよろしい でしょうか。

太田管理者 議長。

佐藤議長はい、管理者。

太田管理者 まだ決まっていません。方向は東総地区広域市町村圏事務組合で行うと いうことで進んでいることは事実ですけれども、旭市、銚子市が解体し

ないということでありますので、変わってきているところもありますけれども、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が匝瑳市に所有権移転するという場合においては東総地区広域市町村圏事務組合で解体を解体していただきたいということで強くお願いをしていきたいと思っております。

田村議員はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 4番目で石綿、アスベストですね、あと水銀の問題がクローズアップされているようですね。時代の状況の変化があると思うんですけれども、アスベストや水銀が最終処分場に入り込んでいるのかいないのか。その辺についてはどういうお考えでしょうか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長 ただいま質問に対してお答えさせていただきます。最終処分場の分析調査につきましては、年12回行っております。千葉県の指導及び基準に基づきまして、ダイオキシン等の分析を行っております。全て環境基準に問題ないです。アスベストにおきまして、焼却施設も稼働している間は問題ございません。最終的に処分を行う際は、対処をしたうえで解体をすることになるかと思います。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 最終処分場の長期にわたる維持管理と安全確認ということについては、 匝瑳市ほか二町環境衛生組合では判断できるものではないわけで、千葉 県の指導の下でということでしょうか。

告岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長<br />
・千葉県の指導に基づき調査いたします。以上です。

田村議員はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 千葉県のどこの指導ですか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長 千葉県循環型社会推進課です。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長はい、田村議員。

田村議員 恐れ入りますが、多古町、横芝光町の一般廃棄物処理について、お知らせ いただきたいと思います。

所副管理者 はい、議長。

佐藤議長はい、副管理者。

所副管理者 多古町でございます。多古町は香取広域市町村圏事務組合、そちらの方になります。

佐藤議長はい、事務局長。

吉岡事務局長 横芝光町は山武郡市環境衛生組合になります。以上です。

佐藤議長 田村明美議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

佐藤議長 ここで、管理者及び事務局長から発言の申し出がありますので、これを 許します。

太田管理者 議長。

佐藤議長はい、太田管理者。

太田管理者 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、御報告させていただきます。ただいまの田村議員の一般質問の中でも触れさせていただいた事案であります。匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財産処分の概要についてご報告させていただきます。本組合事業でのごみ処理業務につきましては、令和3年3月末をもって終了し、4月からは構成市町がそれぞれ新たな組合で業務を行うことになります。本組合が所有しております松山清掃工場の跡地につきましては、匝瑳市のごみ処理にかかる中継施設建設用地として、利用する予定ですが、所有権を移転するためには、地方自治法第289条及び第290条の規定により、匝瑳市ほか二町環

境衛生組合の財産処分に関する協議を、関係地方公共団体が行わなけれ ばならないとされております。したがいまして、本件につきましては、直 近の構成市町議会でご審議をいただくことになりますので、よろしくお 願い申し上げます。なお、組合といたしましては、職員一丸となって、引 き続き清掃業務に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれまし ては、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私からは 以上でございますが、詳細につきましては、事務局より説明させていた だきますので、よろしくお願いいたします。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

吉岡事務局長 それでは、今後の流れにつきましてご説明させていただきます。今年度 をもちまして、当組合での清掃業務が終了するわけですが、議案の中で もご説明をさせていただきました当組合所有の財産であります、こちら 松山清掃工場及びの周辺の土地につきまして、令和3年度中に匝瑳市へ の有償譲渡を予定しています。管理者からのご説明の中にありましたと おり、本日ご報告をさせていただきました後に、構成市町の3月定例会 にてご審議をいただきます。その後、匝瑳市へ譲渡する内容が確定しま したら、新年度の当組合議会にて売却譲渡の内容をご審議いただいた後 に、譲渡先であります匝瑳市議会にて買収のご審議をいただく流れにな ります。以上で説明を終わります。

佐藤議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。 これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和3年3月定例 会を閉会いたします。ご苦労様でした。

【散会:午前11時54分】